

郵送受付確認票

※該当する入所希望月をご記入ください。

令和 年 月 申込

【市内在住者・市内保育所等希望者】

記入日		令和 年 月 日	
児童名		児童名	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

確認欄	【申し込みに必要な書類】	
	提出書類	注意事項
☐	・ 子どものための教育・保育給付 認定申請書兼保育所等利用申込書	・ 表面の「家庭の状況」に同居人の記載漏れはありませんか。 同住所で別世帯(多世帯住宅等)の場合でも世帯員として記載が必要です。
☐	・ 個人番号確認書類の写し および本人確認書類の写し	・ 各確認書類の写し（表面と裏面の両方）をご用意ください。
☐	・ 保育所等利用申込補助票	・ アレルギーや発達状況の記載に記載漏れはありませんか。 気がかりな点や心配な点がある場合、必ず記入してください。
☐	・ 親子健康手帳(母子健康手帳)の写し	・ 表紙・母体の検査記録・予防接種のページ 出生後の健診の結果の写しをご用意ください。
☐	・ 保育所等利用申込に関する確認書	・ 確認書の内容を理解したうえでチェックいただいていますか。 ・ 裏面署名欄への署名や署名日の記載漏れはありませんか。

父	母	【申し込みに必要な書類】（①～⑥のいずれかに父母それぞれのチェックが必要です）	
		要件	提出書類
☐	☐	①就労中のとき	・ 就労（内定）証明書（自営業を証明する書類を含む） ※本人や家族が経営する事業所で就労する場合は開業届、登記事項証明書及び登記簿の謄本・抄本、確定申告書、請負契約書や営業許可書等の写しを添付。
☐	☐	②出産予定のとき	・ 母子健康手帳(表紙・出産予定日がわかるページの写し) ※出産予定日の記載がないものについては、受け取りができません。
☐	☐	③疾病のとき	・ 診断書、障害者手帳の写しなど ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。（この旨の記載がない場合は、受理できません。）
☐	☐	④介護中のとき	・ 『介護または付添に関する申立書(月間64時間以上介護をしていることがわかるもの)』と 『介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書』 の2点
☐	☐	⑤求職中のとき	・ 雇用保険受給資格者証または求職活動に関する申立書
☐	☐	⑥就学のとき	・ 在学証明書及び時間割等(月間6 4 時間以上の就学をしていること)がわかる書類

確認欄	該当する場合 提出が必要	【世帯状況により申し込みに必要な書類】※該当する場合に☑	
		提出書類	注意事項
☐	令和5年1月1日時点での 住民票所在地が大和市以外 の場合	・ 令和5年度市県民税課税(非課 税)証明書 (名称は自治体により異なりますが、所得金額 が記載されているものを自治体からお取り寄せ ください)	・ 利用（希望）月が令和6年8月までの月で、令和5年1月1日時点の 住民票所在地が大和市以外の場合。
☐	兄弟姉妹が右記の 施設を利用している	・ 在園証明書	・ 小学校就学前の兄弟姉妹が情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援 及び医療型児童発達支援を利用している場合のみ。※いずれも在宅に限る。
☐	ひとり親家庭	・ 全部事項証明書(戸籍謄本)	【児童扶養手当を受給されていない場合のみ】 ・ 調停中の相手方や内縁関係の方等が同居している場合はひとり親対象外。 ・ または弁護士・裁判所を介して離婚協議中、離婚調停中であることがわかる書類。 戸籍がない場合は、各国大使館が発行した独身証明等。
☐	6 5 歳未満の 祖父母が同居	・ 祖父母の状況がわかる書類 ※上記の「保育を必要とする保護者の状況が分 かる書類」と同じもの	・ 6 5 歳未満の祖父母と同居（多世帯住宅等を含む）している場合、祖父母の就労 証明書等、保育を必要とする状況がわかる書類が必要です。期限までに提出が ない場合は、利用調整基準点を－3点いたします。
☐	障害者手帳等を お持ちの方	・ 障害者手帳などの写し	・ 申請児童と同居する家族で障害者手帳・療育手帳などの交付を受けている方は、 提出が必要です。
☐	保育士等で 就労(内定)の方	・ 保育士資格証等の写し	・ 保育士等の加算対象になる方は当該資格証等の写しを提出いただくことで調整指数 の加算対象となります。（添付がない場合、加算の対象外となります。） 詳しくは、教育・保育施設等利用ガイドをご覧ください。
☐	郵送申込を 利用される場合	・ 郵送受付確認票 (この書式)	・ 必要事項の記入及び確認事項にチェックを付け、裏面に署名。

※※裏面もありますので、ご確認ください※※

下記の確認事項No. 1 ～ 1 0 をご確認ください、保護者記入欄に☑を付け、署名欄にご署名ください。

※該当しない項目についても、ご確認のうえ☑を付けてください。

No	項 目	確 認 内 容	保護者記入欄
1	郵送申し込み対象外の方	・下記該当する場合は、<u>窓口への直接申込のみとなりますので、ご注意ください</u> ①健康面や発達面の状況から園での生活全般において配慮が必要な児童 ②アレルギー症状があり、食事制限や服薬管理が必要な児童 ③児童の養育上の課題を抱えている方 ④大和市外の保育所を1園でも希望される方 ⑤出産予定児童の利用申し込みをされる方	☐確認しました
2	申込書類の到着	・郵便配達の流れ等の事情で提出期限（締切日に必着）に間に合わなかった場合も受付はできません。 ・書類の到達確認は行っておりません。到達に不安を感じる場合は簡易書留等の利用をご検討ください。	☐確認しました
3	切手	・郵送する封筒に必要な料金の切手を貼っていますか。 不足があった場合は、後日不足分をご提出いただきます。 ※料金不足の発生防止のため、郵便局の窓口から発送いただく等の方法をご検討ください。	☐確認しました
4	不備がある場合の手続き	・不備内容を確認するため、お電話にて調査させていただくことがございます。 ・電話で不備内容の確認ができない場合は申込受付できません。 ・締切日までに追加書類を提出する等の手続きを行わない場合、聴取した内容を記録し、保護者様の意思として提出書類に反映して審査させていただきます。 ※ただし、不備の種類によっては書類提出でなければ受け付けられない場合もありますのでご注意ください。	☐確認しました
5	祖父母同居	・祖父母と同居（多世帯住宅等を含む）していませんか。 →65歳未満の祖父母と同居している場合、祖父母の就労証明書等の書類も必要です。 祖父母の就労が月に64時間未満である場合や提出が期限までにない場合は 選考指数を－3点したうえで、審査となります。 →保護者の収入が一定基準以下の場合、同居する祖父母の市民税所得割額を含め保育料を決定します。	☐確認しました
6	ひとり親	・調停中の相手方や内縁関係の方等が同居している場合はひとり親として扱えません。 ・児童扶養手当を受給していますか。 →受給していない場合、全部事項証明書（戸籍謄本）の提出が必要です。 ・離婚調停中の場合、家庭裁判所の証明書が必要ですが、調停成立後（不成立や申立の取り下げも含む）、あらためて必要書類を提出する必要があります。	☐確認しました
7	希望施設	・受け入れ年齢は確認しましたか。（低年齢児保育所、地域型保育事業、生後6ヶ月から受入など） ・開所時間は確認しましたか。（中央林間幼稚園、やなぎ幼稚園など） ・駐車場の有無は確認しましたか。（若葉保育園、若草保育園など駐車場がない保育所等があります。） ・年齢や施設により、実費徴収・上乗せ徴収が発生する場合がありますが、確認しましたか。 （高座みどり幼稚園、中央林間幼稚園、やなぎ幼稚園など） ・似た名前の施設が複数ありますが、確認しましたか。（アスク、もりのこ、雲母、とこちゃん、あーす、はないろ、わかば、みどり、なないろ、まなび、キンダー、くれよん、ぽとふなど） ・施設により、土曜日は施設合同での保育となります。（ふたば・あおば、さくらの森（本・分）・つぼみ、とこちゃん・のりまき・おだんご、ゆめいろ（本・分）・なないろ、くれよん・第2くれよん） →内定を辞退すると、次の選考において選考指数が減点（－3点）となります。 →入所してからの転所申込については、選考指数が減点（－4点）となります（4月の転所申込を除く）。	☐確認しました
8	発達記載	・申請児童の持病・病歴・発達などについて、補助票に記入はしましたか。 →健康面や発達面の状況から園での生活全般において配慮が必要な場合は、安全に保育を実施するため、補助票に必ずご記載いただくようお願いいたします。記載がない場合や不十分な場合は、利用できる保育所等が限られることがございます。	☐確認しました
9	就労証明書	・就労証明書の有効期限は6か月間です。（年に2回程度、更新の手続きを実施予定） ・就労内定の場合、就労開始後にあらためて就労証明書を提出する必要があります。 ・就労実績が確認できない場合、実績が出たら速やかに、就労証明書の提出が必要です。 ・就労状況が変わったら速やかに申請が必要です。	☐確認しました
10	保育所等利用申込に関する確認書について	・保育所等利用申込に関する確認書の内容を確認しましたか。 ・大和市の保育所等の利用及び申込に関する重要な事項が記載されていますので、ご理解いただいたうえでお申し込みください。	☐確認しました

署名欄

保護者及び同居する家族のいずれもが、上記事項を全て確認し、了承するとともに郵送申込の規定に従います。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____

郵送受付におけるご留意点

郵送での申し込みをされる場合は、次の事項をご確認ください。

ただし、以下の①～⑤に該当する場合は引き続き窓口への直接提出のみとさせていただきますのでご了承ください。

①健康面や発達面の状況から園での生活全般において配慮が必要な児童

※病気、怪我などの既往歴がある場合、障害者手帳等を取得している場合、発達全般で相談している場合や入所後一定のケアが必要と思われる可能性がある場合も含まれます。

②アレルギー症状があり、食事制限や服薬管理が必要な児童

③児童の養育上の課題を抱えている方

④大和市外の保育所を1園でも希望される方

⑤出産予定児童の利用申し込みをされる方

※以上の①～⑤に該当する場合は引き続き窓口への直接提出のみとさせていただきますのでご了承ください。

【郵送時について】

郵便配達の流れなどの事情で提出期限(必着)に間に合わなかった場合、申込受付はできません。

書類の到達確認は行っておりません。到達に不安を感じる場合は簡易書留等の利用をご検討ください。万が一に備え、申請書類一式をお手元にコピーして保管されることをおすすめします。

【申込内容について】

郵送書類に不備はございませんか。書類不備によっては受付ができなかったり、利用調整の指数が下がったりする場合がございます。

1～3月の入所申込と4月のように、年度を跨いでのお申し込みする場合、1～3月申込用の書類(一式)と4月申込用の書類(一式)をそれぞれご用意いただく必要がございます。

(就労証明書、課税証明書はコピー可)